

保護者の皆様へ

広島県立神辺旭高等学校
校長 藤井悦子

気象警報等発令時の対応について

台風など自然災害が予想される場合の気象警報発令時の対応を、次のように定めます。

-
- 1 生徒の通学時における安全確保のため、次の①、②、③のいずれかが発令されている時、後の2～4に沿って始業時刻の変更や休校等の措置をとります。

- ①「特別警報」が発令されている。（「特別警報」とは、気象庁が発表してきたこれまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に出される警報です。）
- ②「暴風警報」と「大雨警報」の2つの警報が発令されている。
- ③「暴風雪警報」が発令されている。

2 福山市に居住している場合

- (1) 登校のため自宅を出る段階で、福山市に上の警報が発令されている時は、自宅待機とします。
- (2) 自宅を出た後、福山市に上の警報が発令された時は、天候の状況等によって次の中で一番安全な方法をとってください。（ア）安全な場所に避難する。（イ）帰宅する。（ウ）学校に登校する。
- (3) 午前11時までに、福山市の上の警報が全て解除された時は、安全を確保し登校してください。始業時刻は、警報が解除されてからおおむね2時間後とします。
- (4) 午前11時の時点で、福山市に上の警報が発令されている時は、休校とします。

3 福山市以外（府中市、神石高原町、尾道市等）に居住している場合

- (1) 登校のため自宅を出る段階で、居住している地域または福山市に上の警報が発令されている時は、自宅待機とします。
- (2) 自宅を出た後、居住している地域または福山市に上の警報が発令された時は、天候の状況等によって次の中で一番安全な方法をとってください。（ア）安全な場所に避難する。（イ）帰宅する。（ウ）学校に登校する。
- (3) 午前11時までに、居住している地域および福山市の上の警報が全て解除された時は、安全を確保し登校してください。始業時刻は、警報が解除されてからおおむね2時間後とします。
- (4) 午前11時の時点で、居住している地域または福山市に上の警報が発令されている時は、登校しないでください。居住している地域の状況が改善していても、福山市に上の警報が出ている時は、休校となります。

4 注意事項

- (1) 警報が発令されていない時でも、気象・交通機関・道路などの状況により登校に危険が予想される場合や、JRや路線バスの運休により登校に困難が生じた場合は、保護者の判断のもとで自宅待機してください。
- (2) 自宅待機による欠席は特別欠席扱いとします。
- (3) テレビ・インターネット等で気象警報の状況を確認し、警報が解除された時には、すぐに登校を始められるように準備をしておいてください。
- (4) 始業時刻後に上の警報が発令された時は、生徒の安全確保のため、下校を早めたり、遅らせたりすることがあります。
- (5) 休校等により行われなかった授業については、長期休業日等に行う予定です。
- (6) 模擬試験や休業中の補習等についても、この「気象警報発令時の対応」に準じてください。
- (7) 自宅待機によって模擬試験等が受験できない場合は、追試験や自宅受験等を行う予定です。
- (8) 休日・休業中の部活動については、原則としてこの「気象警報発令時の対応」に準じますが、詳しくは顧問の指示に従ってください。

(平成27年8月改訂)